

内閣府、総務省、法務省、

○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第六号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条 令第七条第一項第一号ケに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）

のうち、令和八年熊本地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるもの）に限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に

規定する災害発生市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。